

○薩摩川内市障害者用自動車改造助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市社会参加促進実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条第1項第5号に規定する自動車改造助成事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条にいう普通自動車、小型自動車及び軽自動車で4輪以上のものをいう。

(助成対象者)

第3条 事業の助成対象者は、薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱(平成18年告示第384号)第5条第1項第1号に該当する者のうち、所得税の課税所得金額が特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給に係る所得制限額を超えていない世帯に属する者とする。

(助成対象等)

第4条 事業の助成対象は、前条に該当する者が使用者となり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条の規定により付された免許の条件に基づき、運転しようとする自動車の操向装置、駆動装置等を改造する場合の当該改造に要した経費(以下「助成対象経費」という。)とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の2分の1とし、10万円を上限額とする。

(申請方法)

第6条 事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者用自動車改造費助成申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて改造前に市長に提出しなければならない。

(1)見積書(自動車改造の内訳がわかるもの。)

(2)運転免許書の写し

(3)申請者及びその者の配偶者又は扶養義務者の前年分の課税所得金額(前年分の所得税の課税所得金額が確定していない場合は、前々年分の所得税の課税所得金額)を証する書類

(助成決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い助成の可否を決定し、その旨を、薩摩川内市障害者用自動車改造費助成決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)又は薩摩川内市障害者用自動車改造費助成却下通知書(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求等)

第8条 助成金の請求をしようとする者は、決定通知書に定められる助成の条件に基づいた自動車改造を完了した後に、決定通知書に定める期限内に請求書をもって請求することができる。

2 前項に掲げる請求を行う際は、次の各号に掲げる書類を添えることとする。

(1)障害者用自動車改造作業完了証明書(様式第4号)

(2)自動車検査証の写し

(3)前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

3 前項に書類の審査を行い、自動車の改造が実施されたことが認められたとき、前々項に掲げる請求書を受理するものとする。

(助成金の決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をしたり、助成の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(台帳の整備)

第10条 市長は、自動車改造費の助成の状況を明確にするため、障害者用自動車改造費助成申請及び決定簿(様式第5号)を備え置くものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。